

货物、服务、技术进出口在华涉税概要

在涉外交易中，货物、服务、技术（包括技术转让、开发、咨询、服务等）进出口是最常见的三种跨境交易（以下简称“三种交易”）类型。了解三种交易在华的涉税政策，便于企业降低税务上的合规风险，更准确地估算交易税负成本，更好地开展三种交易。

三种交易在华涉及的税种包括增值税、消费税、营业税、附加税费、关税、企业所得税以及印花税等。依据开展三种交易的企业是居民企业或非居民企业，作为进口方或出口方，我们将三种交易中的主要涉税情况（其中消费税、附加税费、印花税，属于个别适用或者税负相对较低，因此本文不予讨论），列表整理如下：

(一) 货物进出口

区分	居民企业	非居民企业
进口	<p>货物进口中，居民企业为进口方，涉税概要如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 关税：税率依具体货物不同。 - 增值税：税率为 17%（少数商品为 13%）。 <p>※ 货物进口时，需要特别关注完税价格，具体请参见本表备注。</p>	<p>货物进口中，非居民企业为出口方，在华不产生纳税义务。</p>
出口	<p>货物出口中，居民企业为出口方，涉税概要如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 关税：只对少数货物征收出口关税。 - 增值税：实行免抵退税政策。 - 企业所得税：相关损益计入全年利润，税率为 25%。 	<p>货物出口中，非居民企业为进口方，在华不产生纳税义务。</p>

【备注】进口货物涉及专利、技术、商标等特许权使用费时，特别需要注意如下：

- ① 故意违规的风险：因进口货物含有专利、专有技术、商标等，而由出口方（非居民企业）收取的特许权使用费应当计入进口货物的完税价格，并缴纳关税和增值税；不能为了降低税负成本，而故意将前述特许权使用费单独计算（不

商品、サービス、技術の輸出入の中国における関連税務の概要

涉外取引において、商品、サービス、技術（技術譲渡、開発、コンサルティング、サービスなどを含む）の輸出入は、最もよく見られる三種のクロスボーダー取引（以下「三種の取引」という）のパターンである。三種の取引の中国における関連税制を理解することは、企業の税務上のコンプライアンスリスクを低減し、取引の税務コストをより正確に算定し、三種の取引をより適切に行ううえで有益である。

三種の取引について中国で生じ得る税目には増値税、消費税、営業税、付加税、関税、企業所得税および印紙税などが含まれる。三種の取引を行う企業が居住者企業であるかそれとも非居住者企業であるか、輸入者であるかそれとも輸出者であるかに基づき、ここでは三種の取引における主な関連税務状況（その中でも、消費税、付加税、印紙税については、ケース毎の適用または税負担率が相対的に低いものに該当するため、本文では割愛する）を、以下の通り表にまとめた。

(一) 商品の輸出入

区分	居住者企業	非居住者企業
輸入	<p>商品の輸入において、居住者企業は輸入者であり、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 関税：税率は具体的な商品によって異なる。 - 増値税：税率は 17%（一部少数の商品は 13%）である。 <p>※ 商品を輸入する際、特に納税価格に留意する必要がある。具体的には本表の備考を参照のこと。</p>	<p>商品の輸入において、非居住者企業は輸出者であり、中国での納税義務は発生しない。</p>
輸出	<p>商品の輸出において、居住者企業は輸出者であり、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 関税：一部少数の商品についてのみ輸出関税を徴収する。 - 増値税：税免除、控除、還付政策を実施する。 - 企業所得税：関連損益は年間利益に計上され、税率は 25% である。 	<p>商品の輸出において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しない。</p>

【備考】輸入商品について特許、技術、商標などのロイヤルティーが生じる場合、特に以下の点に留意しなければならない。

- ① 故意の規定違反に関するリスク：輸入商品に特許、ノウハウ、商標などが含まれていることで、輸出者（非居住者企業）が受け取るロイヤルティーは、輸入商品の納税価格に計上した上で、関税および増値税を納付しなければならない。税負担コストを引

得按照其他方式报税)。

- ② 安排不当的风险: 如果服务、技术相关交易, 确实独立于进口货物, 那么建议分开签署合同, 分别计价, 并分别报税; 如果签署在一个合同中, 那么可能会因无法区分而被要求统一按照进口货物计税 (此方式下税负通常较重)。
- ③ 作为特殊的情况, 租赁贸易进口的货物 (进出口双方之间是租赁关系, 而非买卖关系), 货物进口后租赁给居民企业使用, 此时以租金为基础, 计算并缴纳关税、增值税。

(二) 服务进出口

区分	居民企业	非居民企业
进口	<p>服务进口中, 居民企业为进口方, 在华不产生纳税义务, 但可能需承担代扣代缴的义务。</p>	<p>服务进口中, 非居民企业为出口方, 其在中国境内没有可以指定的代理人时, 由进口方代扣代缴, 涉税概要如下:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 营业税: 5%; 或者增值税: 6%、11%、17%。 - 企业所得税: 如果在华具有或者构成常设机构, 则在核定利润后, 按照 25% 的税率征收。 <p>※关于“营改增”以及在华是否具有或者构成常设机构, 具体请参见本表备注 1。</p>
出口	<p>服务出口中, 居民企业为出口方, 涉税概要如下:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 营业税: 5%; 或者增值税: 0%、6%、11%、17%。 - 企业所得税: 相关损益计入全年利润, 税率为 25%。 <p>※关于服务出口涉及的增值税退</p>	<p>服务出口中, 非居民企业为进口方, 在华不产生纳税义务。</p>

き下げるために、故意に前述のロイヤルティーを単独で計算してはならない(その他の方式で税務申告を行ってはならない)。

- ② 不適切な処理に関するリスク: サービス、技術関連取引が、確かに輸入商品から独立している場合は、個別に契約を締結し、個々に価格を計算し、別々に税務申告を行うことが望ましい。一つの契約にまとめて締結した場合、区別できないことを理由に全て輸入商品に基づき税金計算を行うように要求されるものと思われる(通常、本方式での税負担は重くなる)。
- ③ 特別な状況として、リース取引で輸入された商品(輸出入双方間は賃貸借関係であり、売買関係ではない)は、商品輸入後に居住者企業の使用のため賃貸され、この場合は賃料を基本として、関税、増値税を計算納付する。

(二) サービスの輸出入

区分	居住者企業	非居住者企業
輸入	<p>サービスの輸入において、居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しないが、源泉徴収義務を負う必要があると思われる。</p>	<p>サービスの輸入において、非居住者企業は輸出者であり、自己が中国国内に指定可能な代理人を持たない場合、輸入者が源泉徴収を行い、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 営業税: 5%、または増値税: 6%、11%、17%。 - 企業所得税: 中国において恒久的施設を有しまたは構成する場合、利益を査定した後、25%の税率に基づき徴収する。 <p>※「営業税から増値税への一本化」および中国における恒久的施設の有無または構成の可否については、具体的には本表備考 1 を参照のこと。</p>
輸出	<p>サービスの輸出において、居住者企業は輸出者であり、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 営業税: 5%、または増値税: 0%、6%、11%、17%。 - 企業所得税: 関連損益は年間利益に計上され、税率は 25% である。 <p>※サービスの輸出にかかわる増値税の</p>	<p>サービスの輸出において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しない。</p>

税、免税等，请参见本表备注 2。

【备注 1】关于“营改增”以及是否具有或者构成常设机构，需要说明如下：

- ① 关于“营改增”的服务包括有形动产租赁服务（税率为 17%）、交通运输服务（税率为 11%），以及文化创意、物流辅助、鉴证咨询、广播影视等现代服务（税率为 6%）。
- ② 关于在中国是否具备或者构成常设机构，除了管理机构、办事处等有形场所外，“通过雇员或其他人员在中国提供劳务咨询，且在任意 12 个月中连续或累计超过 6 个月的”，通常也认为构成常设机构。
- ③ 具备或者构成常设机构的前提下，在核定利润（区分不同的服务，利润率为 15%~50%）后，按照 25% 的税率征收（实际征收率为 3.75%~12.5%，其中很有可能会低于 10%）。
- ④ 作为特殊的情况，在服务进口中，如果出口方（非居民企业）将其在华不动产出租给居民企业，则非居民企业在中国缴纳 10% 的企业所得税（预提所得税）。

【备注 2】关于服务出口涉及的增值税退税、免税等，简要说明如下：

- ① 根据《[适用增值税零税率应税服务退（免）税管理办法（暂行）](#)》，国际运输服务、港澳台运输服务，以及向境外单位提供研发服务、设计服务，在办理相关政府手续之后，可以享受增值税免抵退的优惠政策。
- ② 根据《[营业税改征增值税跨境应税服务增值税免税管理办法（试行）](#)》，法定九大类跨境服务，在办理相关政府手续之后，可以享受免征增值税的优惠政策。

（三） 技术进出口

区分	居民企业	非居民企业
进口	技术（转让）进口中，居民企业为进口方，在华不产生纳税义务，但可能需承担代扣代缴的义务。	技术（转让）进口中，非居民企业为出口方，其在中国境内没有可以指定的代理人时，由进口方代扣代缴，涉税概要如下： - 增值税：6%。 - 企业所得税（预提所得税）：10%。 ※关于优惠政策，具体请参见本表备注。

還付、免除などについては、本表備考 2 を参照のこと。

【備考 1】「営業税から増値税への一本化」および恒久的施設の有無または構成の可否について、以下の通り説明する。

- ① 「営業税から増値税への一本化」に関するサービスには、有形動産リースサービス（税率 17%）、交通運輸サービス（税率 11%）、および文化クリエイティブ、物流補助、鑑定コンサルティング、ラジオ映画テレビなどの現代サービス（税率 6%）が含まれる。
- ② 中国における恒久的施設の有無または構成の可否については、管理機構、事務所などの有形の場所以外にも、「職員またはその他の人員を通じて中国において役務情報を提供し、且つ任意の 12 ヶ月の間に連続または累計で 6 ヶ月を超える場合」、通常では恒久的施設を構成すると判断される。
- ③ 恒久的施設を有しまたは構成するとの前提では、利益を査定（サービスに応じて利益率は 15%から 50%となる）した後、25%の税率に基づき徴収する（実際の徴収率は 3.75%から 12.5%であり、その中でもおそらく 10%を下回るものと思われる）。
- ④ 特別な状況として、サービスの輸入において、輸出者（非居住者企業）が中国で自己の不動産を居住者企業へ賃貸する場合、非居住者企業が中国において 10%の企業所得税（源泉所得税）を納付する。

【備考 2】サービスの輸出にかかわる増値税の還付、免除などについて、以下の通り簡潔に説明する。

- ① [「増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付（免除）管理弁法（暫定）」](#)によれば、国際運輸サービス、香港マカオ台湾運輸サービス、および国外の事業者へ提供する研究開発サービス、設計サービスは、関連政府手続きを行った後、増値税の免除、控除、還付の優遇政策を享受することができる。
- ② [「営業税から増値税への一本化に伴うクロスボーダー課税サービス増値税免税管理弁法（试行）」](#)によれば、法定の九大分類クロスボーダーサービスは、関連政府手続きを行った後、増値税免除の優遇政策を享受することができる。

（三）技術の輸出入

区分	居住者企業	非居住者企業
輸入	技術（譲渡）の輸入において、居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しないが、源泉徴収義務を負う必要があると思われる。	技術（譲渡）の輸入において、非居住者企業は輸出者であり、自己が中国国内に指定可能な代理人を持たない場合、輸入者が源泉徴収を行う、関連税務の概要は以下の通りである。 - 増値税：6%。 - 企業所得税（源泉所得税）：10%。 ※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。

	<p>技术（开发、咨询、服务）进口中，居民企业为进口方，在华不产生纳税义务，但可能需承担代扣代缴的义务。</p>	<p>技术（开发、咨询、服务）进口中，非居民企业为出口方，其在中国境内没有可以指定的代理人时，由进口方代扣代缴，涉税概要如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：如果在华具有或者构成常设机构，则在核定利润后，按照25%的税率征收。 <p>※关于优惠政策，具体请参见本表备注；关于在华是否具有或者构成常设机构，具体请参见上表备注。</p>
出口	<p>技术（转让）出口中，居民企业为出口方，涉税概要如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：相关损益计入全年利润，税率为25%。 <p>※关于优惠政策，具体请参见本表备注。</p>	<p>技术（转让）出口中，非居民企业为进口方，在华不产生纳税义务。</p>
	<p>技术（开发、咨询、服务）出口中，居民企业为出口方，涉税概要如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：相关损益计入全年利润，税率为25%。 <p>※关于优惠政策，具体请参见本表备注。</p>	<p>技术（开发、咨询、服务）出口中，非居民企业为进口方，在华不产生纳税义务。</p>

【备注】关于技术进出口相关优惠政策，简要总结如下：

- ① 不论是进口还是出口，技术转让、技术开发和与之相关的技术咨询、技术服务，在办理相关政府手续之后，可以享受免征增值税的优惠政策；其中，单独的技术咨询、技术服务不能享受前述优惠政策。
- ② 在技术（开发、咨询、服务）进口时，出口方

	<p>技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸入において、居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しないが、源泉徴収義務を負う必要があると思われる。</p>	<p>技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸入において、非居住者企業は輸出者であり、自己が中国国内に指定可能な代理人を持たない場合、輸入者が源泉徴収を行い、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：中国において恒久的施設を有しまたは構成する場合、利益を査定した後、25%の税率に基づき徴収する。 <p>※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。中国における恒久的施設の有無または構成の可否について、具体的には上表備考を参照のこと。</p>
出口	<p>技術（譲渡）の輸出において、居住者企業は輸出者であり、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：関連損益は年間利益に計上され、税率は25%である。 <p>※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。</p>	<p>技術（譲渡）の輸出において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しない。</p>
	<p>技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸出において、居住者企業は輸出者であり、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：関連損益は年間利益に計上され、税率は25%である。 <p>※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。</p>	<p>技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸出において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しない。</p>

【備考】技術の輸出入に関する優遇政策について、以下の通り簡潔にまとめる。

- ① 輸入、輸出を問わず、技術譲渡、技術開発およびそれに関連する技術コンサルティング、技術サービスは、関連政府手続きを行った後、増値税免除の優遇政策を享受することができる。その中で、単独の技術コンサルティング、技術サービスは前述の優遇政策を享受することができない。
- ② 技術（開発、コンサルティング、サービス）を輸入する

(非居民企业) 需要根据在华是否具有或者构成常设机构, 来判断在华是否需要缴纳企业所得税 (判断标准, 与上述服务进口基本一致)。

- ③ 在技术 (开发) 出口时, 出口方 (居民企业) 在办理相关政府手续之后, 可以享受增值税免抵退的优惠政策 (同上述 “服务进出口” 之备注 2 的第①项)。
- ④ 在技术 (转让, 且属于所有权、专有使用权的转让) 出口时, 出口方 (居民企业) 在办理相关政府手续之后, 所得在人民币 500 万以内部分, 免征企业所得税, 所得超过人民币 500 万部分, 减半征收企业所得税。

值得注意的是, 中国税法制度复杂而多变 (尤其存在诸多特殊性规定, 其中的税收优惠政策又需要符合特殊的条件), 三种交易在华涉税的范围又极广, 限于篇幅, 本文述及的内容只是三种交易在华涉税制度中比较基础、普遍的一部分。如企业在具体经营中遇到了更深入、更具体、更复杂的问题的, 可以考虑委托包括律师事务所在内的专业机构进行论证, 以期在合法的范围中获得节税的安排。

(里兆律师事务所 2014 年 04 月 18 日编写)

際、輸出者 (非居住者企業) は中国における恒久的施設の有無または構成の可否に基づき、中国における企業所得税納付の要否を判断する必要がある (判断基準は、前述したサービスの輸入と基本的に同じである)。

- ③ 技術 (開発) を輸出する際、輸出者 (居住者企業) は、関連政府手続きを行った後、増値税の免除、控除、還付の優遇政策を享受することができる (前述の「サービスの輸出入」の備考 2 第①項と同じである)。
- ④ 技術 (譲渡であり、且つ所有権、専有使用权の譲渡に該当する場合) の輸出を行う際、輸出者 (居住者企業) が連政府手続きを行った後、所得の 500 万人民币以内の部分については、企業所得税を免除し、所得の 500 万人民币を超える部分については、企業所得税を半減して徴収する。

注意すべき点として、中国の税制は複雑でよく変わり (特に多くの特別規定が存在し、その中の税収優遇政策がまた特別条件を満たす必要もある)、三種の取引の中国における関連税務の範囲もまた非常に広いため、紙面の都合上、本文では、三種の取引の中国における関連税務制度における基本的且つ普遍的な部分の内容に触れるのみとした。企業が実際の経営においてより専門的、より具体的、より複雑な問題に遭遇した場合、適法である範囲において節税処理を行えるよう、法律事務所を含む専門機構に委託して論証を行うことが考えられる。

(里兆法律事務所が 2014 年 4 月 18 日付で作成)